

第4回口頭弁論（差止）報告集会

参議院議員会館 講堂
13:00～14:30

【 プログラム 】

- 1 あいさつ 代理人弁護士 寺井 一 弘
- 2 第4回口頭弁論の報告
陳述した代理人から
代理人弁護士 角 田 由 紀 子
代理人弁護士 古川(こがわ) 健三
代理人弁護士 伊 藤 真
原告から
孫たちを守らなければならない 水越 淑子さん
「平和愛好国」日本のブランド 竹中 正陽(まさはる)さん
国際家族法研究者、教育者、学部長として 大村 芳昭さん
- 3 差止追加提訴について
代理人弁護士 福 田 護

※次回 安保法制の差し止めの裁判の期日を書き込んでください 月 日 時
安保法制の国賠訴訟の次回期日は、9月28日(木)15:00【103号法廷】です。
アピール活動を9:45から地裁前で行いますので、ご参集ください。
また、9月28日の報告集会は、特別集会として**日本教育会館**での開催となります。

<1日の経過>

| | |
|-------------|---------------------|
| 9:30 | 裁判所前 広報 |
| 10:30 | 103号法廷 開廷 準備書面陳述 |
| 11:15 | 記者会見（裁判所内 司法記者クラブ） |
| 13:00～14:30 | 報告集会 |
| 14:45～16:30 | 原告集会 |

原告ら訴訟代理人 弁護士 角田 由紀子

人格権の被侵害利益性と具体的被害について

- 1 原告らは、既に提出した準備書面(7)において、原告らの主張する人格権が差止請求等の根拠となるべきであることを詳しく論じ、これを否定する国の主張が間違っていることを論証しております。
- 2 今日においては、「人格権」と呼ばれる権利が存在し、これが何らかの意味で法的に保護されることは、わが国の判例・学説で疑問の余地なく認められております。

(1) 学説について

人格権についての議論は、日本でも戦前に始まり今日までに多くの議論が積み重ねられてきております。今日まで、人格権議論に貢献してきたのは、主として、憲法学者と民法学者であります。社会の変化・進展に伴ってその内容はより豊かなものになってきています。

人格権を専門的に研究しているある学者は、近年は、環境に関する権利・利益や情報・プライバシーに関する権利・利益などに関連して人格権に含まれる権利が新たに提唱されるなど、権利内容が多様化しており、その現代社会における重要性はさらに高まりつつあると述べております。また、別の学者は、人類はこれからも人格的価値を侵害する思わぬ事態に遭遇することであろうが、その過程で人格権の新しい側面も見出されてくるであろうと述べております。

多くの権利がそうであるように、人格権も未だ完成されたものではなく、社会の進展・変化に対応して新しい認識を重ねてその権利に含まれるものを広げていくものです。新安保法制法のもとでの新しい人権侵害状況は、今までの学説及び判例によって築きあげられてきた人格権議論の蓄積の上に立って、さらに肯定的に考えられるべきものです。

(2) 判例について

判例も、非常に重要な権利として人格権を認めております。以下にその一部を紹介します。いずれも、国家賠償請求を含む損害賠償請求事件あるいは差止請求事件を認める根拠として、人格権を明確にしております。

①最高裁第二小法廷平成3(1991)年12月21日判決(水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作为違法に対する損害賠償請求事件上告審判決)は、県知事による水俣病認定が遅れており、認定を待つ患者の不安や焦りの気持ちは、「いわば内心の静謐な感情を害するものであって、その程度は決して小さいわけではない」として、それが不法行為法上の損害賠償の対象となる権利・利益であることを認めました。この判決は、最高裁として、「内心の静謐の利益」を不法行為法上の保護法益として明確に認めた最初の判決です。本件原告らの人格権侵害という主張の理解に大いに参考になるものです。

下級審でも重大な判決がいくつも出されております。

②大阪高裁 昭和50(1975)年11月27日判決は、大阪国際空港の夜間飛行禁止等請求事件のものです。「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということが出来る。」「人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利である」と述べました。この事件では、被告国は、学説による体系化、類型化をまたなくては人格権として裁判上採用できないと主張したのですが、大阪高裁は、その主張をはっきりと否定しました。大阪高裁のこの判断は最高裁でも肯定されております。

③福井地裁平成26(2014)年5月21日判決は、大飯原発3,4号機の運転差止を認めたものです。この判決は、人格権は憲法上(13条、25条)の権利であり、人の生命を基礎とするものなので、わが国の法制下では、これを超える価値を見出すことができないとして、その重要性が強調されています。これは、本件で原告たちが訴えている、戦争による生命侵害への不安、恐れ的重要性に通じるものとして示唆的です。

④最近のものとしては、2017年3月17日、前橋地裁の判決があります。

福島・原発被害避難者による損害賠償請求事件です。判決は、平穏生活権が自己決定権を中

核とした人格権であって、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益や内心の静謐な感情を害されない利益を包摂する権利など、多くの権利を包摂するものであると述べています。

これらの指摘は、本件原告らの多くが、憲法のもとで築いてきた今までの人生を否定されたと感じ、戦争になるのではないかとの恐怖不安にさらされるなどしていることが、人格権の深刻な侵害であると訴えていることが認められるべき論拠となるものです。

以上のように今日までの学説・判例によれば、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象になることが明らかにされています。

3 終わりに

今、原告たちに残された救済の手段は司法しかありません。多くの人々の期待が今ほど司法に寄せられたことはなかったのではないのでしょうか。ぜひ、憲法が司法に託した責務を果たして下さるよう、改めて裁判所をお願いをする次第です。

原告ら訴訟代理人 弁護士 古川(こがわ)健三

原告らの主張する人格権の内容と人格権にもとづく差止請求権

本件において、原告らが主張している人格権は、(1) 生命権、身体権及び精神に関する利益としての人格権、(2) 平穏生活権、(3) 主権者としてないがしろにされない権利(参政権的自己決定権)の三つです。

生命権、身体権及び精神に関する利益は、人格の本質であって、これを超える価値を見出すことはできません。原告らは、のちに述べるように、新安保法制法の制定によって、その生命・身体への侵害の危険を感じ、精神的苦痛を受けています。

また、原告らは、戦後憲法により築かれてきた平和な生活が、新安保法制法により否定され、破壊されることにより、平穏生活権を侵害されています。新安保法制法により、日本は軍

事的対立の当事国となりうることとなりました。2017年5月1日、新安保法制法により新設された自衛隊法95条の2にもとづく「武器等防護」として、海上自衛隊の艦船が「カール・ビンソン」の米艦防護にあたりました。このことは、新安保法制法の制定により自衛隊と米軍との一体化が進み、原告らの平和な生活が現実には脅かされていることを明らかにしました。米軍基地周辺や、原発周辺、また海外にいる日本人などの生命・安全は脅かされ、平穏生活権は明らかに侵害されています。

ところで、人格権の本質は、自己決定権であると言われていています。自己決定権が法律上保護されるべきであることは、当然です。自己決定権については、医療分野を中心に多くの判例が蓄積されています。そして、自己決定権のうちでも、参政権的自己決定権は最も重要なものであり、そのなかでも、憲法改正手続に参加し、意思表明する機会を与えられる権利は、国民主権原理に由来するもっとも重要な権利として保障されなければなりません。ところが従来の政府見解を覆して憲法改正手続を経ないで、新安保法制法を制定したことは、原告らが主権者として憲法改正手続に参加する機会を奪いました。このようにして原告らの参政権的自己決定権としての人格権は侵害され、さらなる侵害の危険に脅かされています。

このような人格権の侵害の危険を除去し、さらなる侵害を予防するための差止請求は当然に認められなければなりません。人格権にもとづく妨害排除または妨害予防請求としての差止請求が認められることは、昭和50年の大阪国際空港事件大阪高裁判決が認め、最高裁も昭和61年の北方ジャーナル事件で明らかにしています。生命権・身体権及び精神的な利益としての人格権、平穏生活権にもとづく差止はもちろん、自己決定権にもとづく差止請求も認められるべきです。人格権にもとづく差止に関する判例としては、廃棄物処理施設の使用や操業の差止を認めたもの、暴力団事務所の使用差止を認めたもの、さらに自己情報コントロール権にもとづく個人情報削除を認めたものなどがあります。

さらに、個別の原告らが受けている人格権侵害と侵害の危険の内容の一部を説明します。

戦争体験者は、戦争により生死の境をさまよひ、肉親を失ひ、戦後も戦災孤児となったり、戦争のトラウマにさいなまれるなど、過酷な生活を強いられました。憲法9条は、戦争体験者である原告らにとっては、肉親の命と引き換えにようやく手に入れることができた平和であり、不戦の誓いの中に原告らは生きる希望を見出したのです。しかし新安保法制は、戦争の現実の危険をもたらし、原告らのうちにトラウマを呼び起こし、戦時の過去の追体験を迫っています。そこにはすでに国賠法上賠償されるべき被害があり、またさらなる侵害の予防は不可欠です。一旦戦争に巻き込まれたらもはや後戻りはできないからです。

基地周辺住民の原告や原発関係者である原告の人格権侵害も、深刻です。厚木基地周辺の原告はすでに米軍機の爆音被害を受けていますが、新安保法制のもと、軍事対立の激化により一層大きな恐怖にさらされることになります。

船員、航空労働者、鉄道関係者、医療従事者などの不安も甚大です。戦時中、船員は兵站を担うために徴用され、多くの命が失われました。戦後、幾多の国際紛争がありましたが、日本は憲法9条があり、戦争を行わないことにより日本の船員たちの命が守られていました。しかし、新安保法制成立後、彼らを守るものは失われました。新安保法制制定後、防衛省が民間フェリーとチャーター契約したことは、原告らに大きな危機を抱かせました。

子をもつ母、孫を持つ祖父母たちの平穏生活権も著しく侵害され、危険にさらされています。ある原告の孫は、安保法制が審議されていた当時、小学校6年生でしたが「戦争はしたくないよ」と言い、その原告の胸は張り裂けそうでした。またある原告の子は、金魚が死んでも泣く心優しい子です。その子が新安保法制により戦場に送られるかもしれないと考えると原告は涙が溢れます。

このような原告らの訴えはいずれも大きく胸を打ちます。裁判所には、ぜひとも原告らの訴えに耳を傾けていただき、この国の未来のために裁判所の職責を果たしていただきたいと切望します。

原告ら訴訟代理人 弁護士 伊藤 真

準備書面（8）について（立法不法行為における職務行為基準説と相関関係論）

第1 国賠法上の違法性の判断基準について

原告らは、いわゆる立法不法行為に関する違法性の判断において「職務行為基準説」を採り、かつ、いわゆる「相関関係論」すなわち、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において違法性が判断されるとする立場を採用している。両者の関係について明確にした上で、「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」の具体的権利性を否定する被告の主張が不当なものであることを述べ、これに反論する。

まず、国賠法上の違法性は、厳密な行政法規違反に限定されるものではないことは、田中二郎博士など行政法の研究者や、平成25年3月26日最高裁第三小法廷判決に付された寺田逸郎裁判官及び大橋正春裁判官の補足意見などでも言及されているところである。

被告主張のように、侵害行為の態様や被侵害利益の内容を考慮すべきでないと言えるのは、刑事手続上の検察官や裁判官の職務行為の違法性が問題となった事案における「職務行為基準説」（「公権力発動要件欠如説」とも称されるもの）についてであり、これと、一般の行政処分についての「職務行為基準説」を混同してはならない。

行政処分に関するいくつかの裁判例においても、国賠法上の違法性を、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において判断している。

よって、一般に「職務行為基準説」を採用することが、「相関関係論」を否定する理由にはならない。

では、立法不法行為の場合はどうであろうか。

立法不法行為の場合には、職務行為基準説を採用しつつも、より一層、侵害行為の態様と被侵害利益の種類・性質との相関関係を考慮すべきと考える。国会議員の職務義務違反という行為態様の違法性の質と量は、侵害行為の態様と被侵害利益の種類・性質等を考慮しなければ、判断できないものといえるからである。特に、憲法の基本原理に抵触したり、国民各人の権利

や法的利益を侵害したりする可能性のある法律を制定する場合には、相当慎重に立法内容を検討する注意義務があるといえ、さらに、有識者から違憲と指摘されるような法律を制定する際には、当該立法が憲法違反とはならないことを国民に説得的に説明する法的義務が生じているといえる。このように、国会議員の職務義務の内容・レベルは、侵害行為の態様、当該立法行為によって生じる被侵害利益の種類・性質などを考慮しなければ判断できない。検察官の公訴提起・追行などの公権力発動要件のように明確な要件が予め法定されている訳ではないからである。

第2 「『平和的生存権』は、国賠法上保護される具体的権利ないし法的利益とは認められない」という被告の主張は正当でないこと

被告の立場は「平和的生存権は抽象的かつ不明確」であり、裁判上の救済の対象となる「具体的権利ないし法的利益と認められない」という論旨で一貫している。被告のこうした主張は、戦争や武力行使の現実を直視しないことから生じるものである。「平和的生存権」の権利性を正確に認識するためには、まずは具体的事実例に真摯に向き合うことが必要となる。

原告らが、陳述書で述べ、法廷で主張している内容は、あくまでも、原告らの現実である。こうした現実を目を向けず、「抽象的かつ不明確」という主張を繰り返す被告の対応は、多くの国民・市民の苦しみに目を閉ざすものと言わざるを得ない。

平和的生存権については、歴代政府が自衛隊の海外派兵を加速させることに対応して、憲法学会では、その内容も精緻化されてきたし、裁判所でも「平和的生存権」の具体的権利性を認める判決が生まれている。このように「平和的生存権」の内実も確実に進化しているのである。こうした時代の変化や学説・判例の進歩を考慮せず、従来どおりの旧態依然の主張を繰り返すことは許されない。被告は、自ら「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している」と認めている。そのような今日においても、平和的生存権という人権の進化を認める必要など全くないというのであろうか。権利ないし法的保

護利益は、侵害の具体的な危険性が増加すれば、それに伴って要保護性も増していくものである。プライバシー権などの人格権がその最たるものであろう。個人情報本人の意に反して拡散してしまう危険性が増している現代だからこそ、これを法的に保護する必要性が増しているのである。平和的生存権も同様である。

付言するが、2016年12月19日、「平和的生存権」と同じような内容を有する「平和への権利宣言」が国連総会で採択された。「平和概念が曖昧」とあるとか「司法上の権利となり得ない」という主張をする国も存在したが、そうした見解は国連総会で支持されなかった。平和を権利として認識することは、もはや国際標準なのである。

なお、違憲訴訟のあり方に関する被告の主張に対しては、さらに別途準備書面にて反論する。

第3 「人格権は国賠法上保護される権利ないし法的利益とは言えない」という被告の主張は、「人格権」に関する不当な理解に基づくこと

原告らの主張する人格権について、被告は、「漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」などと述べている。これが誤りであることは、準備書面(7)において詳細に主張する。

新安保法制法の成立により、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。こうした状況はまさに「人格権」の侵害と言わざるを得ない。

第4 憲法改正・決定権は「『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけ」とどまるものではなく、具体的な権利であること

被告も、国政選挙における選挙権に関しては「国家賠償法上保護された権利」と認めるであろう。そうだとすれば、憲法改正・決定権が問題となる投票の場合には、国政選挙以上に「国家賠償法上保護された権利が存在」すると考えざるを得ない。憲法学説でも、憲法改正・決定権こそが主権者の意見表明であると考えているし、選挙という主権者の間接的な意見表明よりも、

国民投票という直接的な意見表明の方が、より強固で明確な意思表示といえるからである。

また、被告は、「そもそも、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するもの」ではないことを根拠に、憲法改正手続きに関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではない旨を主張する（答弁書39頁）。

しかし、この主張は、ヒトラー・ナチスによる「授権法」成立（1933年3月23日）により、ワイマール憲法が実質的に廃止されたように、法律の制定によっても憲法の意義が空洞化される事例が存在する歴史を忘れた危険な主張であり、「法の支配」や「立憲主義」の理念を体現する、日本国憲法の基本理念の空洞化を正当化するものであり決して許されるものではない。

原告 水越 淑子

孫たちを守らなければならない

1 私は埼玉県に1960（昭和35）年3月9日に生まれました。中学校2年生の時に練馬に引っ越し、22歳の時に結婚して、以来中野区に住んでいます。

私の両親は2人とも大正生まれで、父は海軍の出身だと聞いています。その父は、海軍時代には怪我や病気をしたり、階級が低いために辛かった経験があったりしたようですが、具体的なことは聞いていません。母は、戦時中は食べ物などがなくて辛かったそうです。また、母方の祖父は背が高く、関東大震災の時にたまたま東京にいて、朝鮮人と間違われて襲われそうになったと聞いていました。私が家族などから、戦争とか、人を殺すといったような殺伐とした話として接したのはこの程度でした。

私が育った時代は、戦後10数年経ち、戦争においては全くなくなっており東京オリンピックがあり、社会は高度経済成長にむけてひた走っていた時代でした。憲法もすでに既存のもので、小学校のころから戦争放棄の9条は習っていましたが、そのことの持つ意味など実感するようなことはありませんでした。戦争は遠い昔のお話でした。

現在、私は、介護ヘルパーの仕事をしているので、支援する高齢の方たちの中には、足を焼夷弾にやられたご高齢の利用者もおられます。しかし、父や祖父の戦争中の話を聞いたときと同じで、焼夷弾で障害があることになった話を聞いても、特に戦争のことについて考えたことはなく、戦争を想像することもなく、ごくごく普通の主婦として生活をしてきました。

2 私たち夫婦には子どもが2人おり、長男も長女もすでに30才を過ぎ独立していますが、長男夫婦は自転車で数分の所に住んでおり、現在中2、小6、小3の3人の男の孫がいます。長男の妻が病弱で、出産後床についていることが多かったために、私は、長男宅に通ったり、自宅に連れてきたりして、この3人の孫たちを、母親代わりのようにして育ててきました。

長男は、食べるのが大好きで小さな頃からぷっくりしてかわいらしく、でも長男として母親の病弱なことも我慢し、次男三男の面倒を見るような

子でした。次男はかけっこの早い、きりっとした子ですが、母の病気のことは一番気にする神経質な子でした。三男は好き嫌が多くやせっぽっちで、食事作りには手こづらされましたが、お母さんの暖かさが恋しいのか幼稚園の送り迎えで自転車の後ろに乗せていると、私の背中にぺったりとくっついてくるような子でした。3人をお風呂に入れたりすると、シャンプーの泡をたくさん立てて、はしゃいだり、3人を洗っててんでこ舞いの私に泡をなすりつけてくるようなやんちゃで、仲のいい孫たちでした。

3 私が初めて政治に関心をもつようになったのは、3.11の東京電力の原子力発電所の事故のときからです。

私は、テレビに映し出される真っ黒い津波が町を飲み込んでいく恐ろしい様子や、東京電力の原子力発電所の建屋からモクモク白いような煙が出て、更に、爆発して原子炉建屋が破壊されボロボロになった姿になるまでの様子を毎日釘付けになって見ました。人が大勢亡くなることや、放射能で将来に関わるような健康被害がおびただしい規模で発生することを知りました。私が生まれる前の戦争の被害は抽象的にしか想像できませんでしたが、同じ国内に住む同時代の人が現実的に、こんな悲惨な被害を受けることにショックを受けました。

私は、あの孫たちを守らなければいけないと思いました。何も知らずに無邪気に過ごしている孫たち、「おばあちゃん、もっとおうちにいてよ」「おばあちゃんのとんかつ美味しいね」と言ってくれるあの孫たちを、私が守らなければいけないと思いました。

私は、初めてネットで情報を見るということをするようになりました。原発の被害が実はテレビで政府が「ただちに健康に被害はない」と繰り返すのとは全く違うことを知りました。東電の幹部の人がテレビでの会見で、いかにも責任を回避するように回答をするのを見て、腹が立ちました。今では、すぐにメルトダウンになっていたことが分かっていますが、当時はそんな説明はありませんでした。また、高額な費用を費やして準備したスピーディーが使われず、多くの人が汚染された地域に移動させられてし

まったことを知りました。

それまでの私は政府や電力会社を心から信じていました。原子力は安全であること、事故はありえないこと、また、お上は決して国民を裏切らないと思っていました。

しかし、事故は起き、お上は国民を守ってくれないことがわかりました。

お茶の汚染など、多くの食材が汚染されていることを知り、衝撃を受けました。私は、ネットを検索して原発批判を読み、また、新聞をよく読みました。そうして知識を身につけた私は、被曝で孫たち3人の健康と命が侵されるとの恐怖心が全身を駆けめぐりました。必ず孫たちを守らなければならない、自分にできることは何でもやろうと決意しました。

私が、まず、孫たちに安全な食材を与えようと必死になりました。危険があるなら、夫が単身赴任している富山へ孫たちを連れて逃げようと思いました。次に金曜日の国会前行動に参加しました。はじめてデモに参加したときは、正直心配で、私みたいな者が行っているのだろうかと思いました。しかし、行ってみると皆さん熱心に声をあげ、また、新顔の私に打ち解けて対応してくれました。そこで、新宿での反原発の行動などにも積極的に参加しました。私一人の力は弱いけれど、皆で力を合わせれば、世論を動かすことができるのではないかと思ったのです。

でも原発は再稼働され、事故の収束も実現できていないにもかかわらず、政府は原発を海外に売りつけています。やがて、原発の放射能がまだまだ飛散しており、汚染水の処理もできていないのに、海外にむけて「アンダーコントロール」といい、復興のための費用と労力をオリンピックに向けてしまう政策を採ったことに、やはり政府は国民の命も生活も守らないということ、繰り返し痛感しました。

4 国会で、安全保障関連法案の審議が行われました。

戦争をする国になって、アメリカの要求にNOをいうことができなくなり、若い日本人が海外に銃を持って出かけなければならなくなるということがわかりました。国民が大勢殺され、また人

を殺す場に出されることになるその恐怖が間近に迫っていると感じました。国は、国民を守らないことも身をもって体験しています。あの孫たちは私が守らなければいけない、と緊張感と焦燥感で体の中が一杯になりました。

そんなある日、私が孫の家に、食事作りに行った時、当時小学校6年生だった上の孫が、私に「安倍さんは何をしているのだろう」と言ったのです。

私は孫が何を思っているのか不思議に思い、「どうしてそう思うの?」と聞くと、孫は「戦争はしたくないよ!戦争はしたくないから、もしそうになったらデモとかで反対する!」と孫は言いました。私はそれを聞いて、胸が痛むと同時に、大人としての責任を感じました。私たちが安保法を止められなかった故に、孫たちにそんな思いは絶対にさせたくありません。これから日本が戦争に巻き込まれたときに、戦場に送られるのは、孫たちの世代なのです。絶対に、孫や同じ世代の子どもたちを戦争の犠牲にしてはならない、殺し殺される社会にしてはならない、と心から思いました。

この一番上の孫は、中2になり野球に夢中です。身長も160cmを超え、体重も70キロほどあります。時々疲れてかえってくると「おばあちゃんマッサージをして」とねだるので、私は肩をマッサージしてやったりします。そんなときには学校でのことを話してくれたりします。いつまでも私にとってはかわいい孫ですが、がっちりとした体格になって来ました。こういう若い人間が、戦争を知らない政治家たちに戦いの場に連れ出されるのかと思うとたまりません。

5 昨年、自衛隊を内乱状態にあると言われていた南スーダンに派兵しました。今年5月に帰国することができましたが、次がないわけではありません。戦いに巻き込まれたら、自衛隊は今の数では足りるはずがありません。日本が戦う国になれば、テロの標的にもなります。

私は、自分がこの手で育てた孫たちを殺し殺される場所には行かせたくありません。引き金が引かれたこの安保法制を何とか止めてください。

「おばあちゃんあなたたちのために闘った

よ」と最期に言えるように、そして「あなたたちを守ることが出来たよ」と最期に言えるように、安保法を止めてください。

原告 竹中正(まさ)陽(はる)(船員)

「平和愛好国」日本のブランド

私は、外国航路や日本沿海航路に就航する船の船員です。30年以上の間、タンカーや鉱石船で世界20数か国を回り、原油や鉄鉱石などを日本に運んできました。

その間、戦争に遭遇することこそありませんでしたが、海賊には2度襲われ、いずれも乗組員がロープと猿ぐつわで縛られて人質になりました。2度目の時は、日本の船ではあっても、日本人は私を含めてわずか2名、残りの20人はフィリピン人でした。10人の海賊が甲板上に乗り込み、フィリピンクルーの1人を人質にして立て籠もり、私たちもバールや斧で武装してにらみ合いが続きしました。この時は「ああ、これで俺も終わりか」と肝が冷え、死を意識しました。幸いスコールがやみ、夜も明けてきたので、海賊は現地の港湾警察や軍隊が来るのを恐れて退散し、ライフラフトなどの船用品が奪われただけで済みました。

海賊に限らず、東南アジアやアフリカの港では、言語や宗教、国民感情の違いなどから、予期せぬトラブルが絶えず発生します。積荷の量や質のクレーム、荷役の遅延、税関や検疫官の差し止め、窃盗の侵入や上陸した乗組員による官憲とのいさかい等々です。そうした時、大きな問題にならないように、現地に赴任している商社マンや代理店の人が駆けずり回って、解決してくれます。

その時に役立つのが「平和愛好国」という日本のブランドです。日本は中立でどの国とも友好的、戦争をしない国として知られ、日本人は穏やかで優しく、お金に対してきれいな人種として通っています。

このブランドはとりわけイスラム地域において効力を発してきました。イランイラク戦争の真只中においても、日本のタンカーや貨物船はペルシャ湾の奥深くまで入って両当事国から原油や貨物を積み出しました。上空をミサイルが

飛び交い、両国の軍隊から臨検を受ける中で、私の先輩や同級生たちは、日本のブランドと政府の外交努力を信じて、甲板上と船側に大きく日の丸を描いて進みました。日本政府も1隻1隻の船について、各国の政府・現地大使館・商社・代理店と綿密に連絡を取りながら、進路や通過時間の決定に協力しました。

イランイラク戦争では、一部の熱狂的兵士により国際法を無視した無差別爆撃が行われました。その結果、世界各国で407隻が被弾し333名の船員が死亡しましたが、日本船の被害は12隻、死亡者2名と配船数の割に極端に少なく済みました。これは、日本が両当事国ともに友好国であったことによります。

中立国・平和愛好国という日本のブランドは、長年にわたる政府の外交姿勢の賜物です。敗戦後の再建・復興のため数十年かけて世界各国との友好・貿易促進を求めて配慮されてきた日本の外交姿勢、それを先端で担ったのが現地に赴任した大使館員や商社マン、企業の技術者・営業マンたちです。私たち船員も僅かながらそれに寄与したと思っています。

現在、日本の海運会社が支配・運航する外航船舶は約2700隻、2千人に満たない日本人船員と6万人の外国人船員の手で運航されています。この瞬間にも2700隻の船が世界中の海や港に散らばり、昼夜を問わず稼働して、国民生活を維持するための物資を運んでいます。地球儀上に各船の位置をプロットすれば、地球儀は隙間なく埋まってしまおうと言われるほどです。

日本は、原油・石炭・鉄鉱石・ゴム・綿花・羊毛の100%、天然ガス98%、大豆93%、小麦88%、砂糖72%、木材の70%を輸入に頼り、その運航のほとんどを外国人船員に委ねているわけですが、いざ日本が参戦すれば外国人船員はどうなるのでしょうか。船舶は真っ先に攻撃対象とされるので、外国人船員の大量下船が始まることは目に見えています。一家の大黒柱として大勢の家族を養うために、苦勞して日本の船に「出稼ぎ」に来ている彼らにとって、笑顔で健康な姿で故郷に帰ることが悲願です。私は13年間、洋上で彼らと苦樂を共にして来ましたが、家族思いであると共に平和希求の強い彼らが、日本が行う戦争のために命を投げ出

すことは考えられません。それが健全な姿でもあります。

そうしたことから、外国人船員のほとんどが加入するITF（国際運輸労連）の労働協約書及び彼らの雇用契約書には、危険海域への就労拒否権（下船の自由。不利益扱いされない）が明記されています。私たち海運産業で働く者の目から見れば、日本は戦争が出来る国では決していないのです。

昨年安保法制が施行されるに伴い、海上予備自衛官制度が発足しました。2隻の民間大型フェリーが、防衛省が関与して新たに作られた特別目的会社に売却され、平時は通常の商業輸送を、訓練や有事の際には自衛隊の指揮命令下に入り、自衛隊や米軍の物資を運ぶことになりました。新会社に移籍もしくは新採用される船員は予備自衛官になることが前提とされています。有事の際に就労を拒否すれば罰則が待っており、これは徴用以外の何ものでもありません。

先の大戦では、船舶と船員に徴用令が発せられ、1万5千隻（88%）の船と、6万人の船員が海の藻屑と消えました。陸軍（20%）・海軍（16%）の死亡率に対して、船員の死亡率は43%に上りました。

現在私は、フェリーや大型外航船に燃料を補給する重油タンカーに乗船しています。毎年秋に行われる自衛隊の南西諸島奪還訓練の際にも、自衛隊を運ぶフェリーに燃料を補給しました。日本が戦争当事国になれば、燃料補給船は格好の餌食になることは疑いありません。

私は、国民の豊かな生活を守るためにも、私自身の生命と職業を守るためにも、安保法制・集団的自衛権の発動に真っ向から反対します。そのため、裁判所に具体的な差し止め措置を講じるよう求めるものです。それこそが、真の国益であると信じます。

原告 大村芳昭（中央学院大学法学部長・教授）

国際家族法研究者、教育者、学部長として

いわゆる安全保障関連法の施行によって私が被る精神的被害につき、研究者、教育者、学部長の3つの立場からそれぞれ陳述致します。

まず、研究者の立場から申し上げます。私は1987年に大学院に進学して以来、一貫して国際家族法の研究に携わって来ました。国際家族法とは、国際結婚など複数の国にまたがる家族の関係を扱う法律の分野です。日本の国際家族法では、特別な事情がない限り、日本の法律に反するような外国の法律でも、日本の法律と同様に適用するという考え方を採用しています。それは、あらゆる国の社会や文化に対する尊重と、自国の価値観に必ずしも拘泥しない寛容さが国際家族法の基礎にあるからです。これは家族法に限らず、価値観が多様化・複雑化している国際社会ではごく標準的な考え方です。

そのような観点からすると、いわゆる安全保障関連法には重大な欠陥があります。それは、日本が集団的自衛権という言い訳のもと、特定国の国家戦略に巻き込まれて後方支援や武力行使を行うことにより、徒に敵を増やし、日本をめぐる国際関係を、相互の尊重や寛容とは正反対の方向に導いてしまう点です。それは私にとって、自分の拠って立つ理念が否定されることを意味します。

次に、教育者の立場から申し上げます。私は1997年から千葉県にある中央学院大学の専任教員をしておりますが、学生指導に際して私が最も重視しているのは、誰かの言うことに無条件に従うのではなく、自分で調べ、自分で考えて、自分なりの結論を出せる能力を養ってほしい、ということです。それは、市民一人ひとりが大切であり、学生を含む市民が国のあり方を決めるのだ、という信念に基づきます。

ところが現政権は、日本国憲法の歴史的な土台である「天賦人権」や「民主主義」の考え方を否定して憚らない空気に満ちており、2012年の改憲草案では国民に憲法尊重義務を課したり、本来憲法レベルで議論すべき問題を閣議決定や立法で済ませてしまうなど、憲法が定めた国民と国の関係を根本から破壊しようとしているようにしか見えません。このような環境下で、個人に寄り添う教育を進めようとする多くの教員が被る精神的圧力、精神的損害には計り知れないものがあり、私もその例外ではありません。

最後に、学部長の立場から申し上げます。

本学は地方公務員の養成に力を入れており、中でも地元の千葉県警には多くの卒業生が就職しています。千葉県警の活動方針のひとつは「思いやり」ですが、入試の面接で警察官志望の受験生に話を聞くと、住民のためになりたいという素朴な気持ちが伝わってきて、ほほえましい気持ちになると同時に、とても頼もしく思えます。

ところが近年、沖縄に県外から動員された警察官は、住民などの抗議活動を、時として暴力的に抑圧する業務を担わされています。その中には本学の卒業生もいるかもしれません。それが果たして、「思いやり」のある警察の姿と言えるのでしょうか。私はこのような状況には耐えられませんし、本学はそんなことのために警察官を養成しているわけではありません。そのような現状を生んでいる根源こそ、今の政権の政策、そしてその政策の重要な要である安全保障関連法です。

私は、多くの警察官を社会に送り出している法学部の責任者として、自分の大学が4年間かけて育てた人材がそのような不当な役割を押し付けられることに大いに抵抗を覚えますし、本学で学んだ教育と現実の落差に苦悩しているに違いない教え子たちを思うと身を裂かれるような思いです。

以上の理由により、私は安全保障関連法及びその施行により重大な精神的損害を被っていることを主張します。